

仕様書

1 工事名称

沖縄県栽培漁業センター稚魚飼育水槽（10 t 水槽）新築工事

2 場所

沖縄県本部町字大浜 8 5 3 - 1

3 工事期間

契約締結日の翌日から 令和 9 年 3 月 31 日（4 か月）

4 工事概要

本事業は、本部町大浜に所在する沖縄県栽培漁業センターの個別施設計画に基づき、稚魚飼育水槽 10 t 水槽を新設するものである。同水槽は、栽培漁業用種苗の種苗生産に使用されるものである。

5 仕様

別添「建築工事特記仕様書」、「設計書」参照

6 工事数量

別添「工事仕訳書・数量書」参照

共通仮設費、現場管理費算出基準：新営建築工事、新営電気設備工事、新営機械設備工事

7 提出書類

別添「建築工事特記仕様書」、本件一般競争入札公告参照

8 設計図書の配布

沖縄県ホームページ内の本県公告情報にて配布する

【沖縄県ホームページ・「ホーム」―「公募・入札発注情報」―「工事（電子入札ポータル以外）・修繕・製造・設計」―「令和 8 年度実施業務（工事（電子入札ポータル以外）・修繕・製造・設計）」】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/1032420/index.html>

9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 発注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1) により警察に通報又は操作上必要な極力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

10 その他

- (1) 作業の際、施設を損傷させないように、必要な措置を講じること。
- (2) 所内周辺施設では魚介類種苗を飼育しているため、飼育に大きな支障を来さないよう発注者と連絡を取り、必要な措置を講じること。
- (3) 工事による資材保管場所は、栽培漁業センターの敷地を使用可能である。ただし、使用に当たっては発注者と事前調整を十分行うこと。
- (4) 業務で生じた廃材については、適切に処分すること。
- (5) 本仕様書および別添「建築工事特記仕様書」、「設計書」、本件一般競争入札公告等に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定すること。